



「名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(素案)」に対する市民意見を募集します

市では、市民参加のまちづくりを推進するため、「名寄市パブリック・コメント手続条例」に基づき、次のとおり素案を公表しています。ご意見をお寄せください。

政策案の概要など

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブまたは学童保育）とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

子ども・子育て関連3法により児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準について、国が省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされたことに伴い条例を制定するものです。

公表の方法

①市ホームページでの閲覧
URL www.city.nayoro.lg.jp/
トップページ↓各種情報↓パブリックコメント

②指定場所での閲覧
児童センター、市役所（名寄・

風連庁舎、智恵文支所）、図書館（名寄本館・風連分館）、北国博物館、市立大学の情報公開コーナー、市民文化センター、ふうれん地域交流センター、駅前交流プラザ「よろーな」

意見の提出

● 提出方法

指定場所に備え付けの「意見提出用紙」に住所、氏名を明記し、持参またはファックス・郵送・電子メールで提出。

● 提出期限

11月14日(金)

● 提出先

〒096-0041
名寄市西口条北2丁目
児童センター

Fax 01654-33465

✉ ny-public@city.nayoro.lg.jp

担当

児童センター
☎ 01654-33465

臨時給付金の申請は12月24日までです

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の申請は12月24日(水)までです。まだ申請を済ませていない方は、お早めに手続きください。

臨時福祉給付金がもらえる人

住民税が課税されていない方とその家族

臨時福祉給付金がもらえない人

住民税（市民税）が課税されている方
課税されている人に扶養されている方

子育て世帯臨時特例給付金がもらえる人

平成26年1月分の児童手当が支給されている方（現在高校1年生のお子さんを扶養されている方も対象です。ただし、所得制限があります）

給付金をもらうためには

名寄市役所名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所で申請できます。
必要な物…印鑑、振り込み先の通帳、申請する方全員の身分証明書
※公務員で子育て世帯臨時特例給付金対象の場合は児童手当受給状況証明書を合わせてお持ちください。



詳しくは名寄市より郵送しました「お知らせします2つの給付金」をご覧ください。
よくわからない方は市役所へ相談ください。

「臨時給付金」や「子育て世帯臨時福祉給付金」の**「振り込め詐欺」**や**「個人情報の詐取」**にご注意ください。

問い合わせ ☎ 01654-2111
■臨時福祉給付金窓口（名寄庁舎2階 社会福祉課福祉総務係 内線3222）
■子育て世帯臨時特例給付金窓口（名寄庁舎2階 こども未来課こども未来係 内線3241）